

時評



専修大学名誉教授
晴山一穂

1 私は、いまから数年前に、本誌544号に掲載した論稿を基に「問われる最高裁の思考様式」と題する論文を公にしたことがある(晴山ほか編著『官僚制改革の行政法理論』(日本評論社)所収)。そこにおいて、私は、2人の著名な元最高裁判事が、近年における最高裁の一定の姿勢の変化に着目して公刊した2つの著作—泉徳治ほか『一步前へ出る司法』(日本評論社)及び滝井繁男『最高裁は変わったか』(岩波書店)—を受けて、後者のブックカバーに記されている「近年最高裁判所が立法府や行政府に対して毅然とした判断を示したり、市民の共感を得やすい柔軟な解釈を示すことが多くなったと言われる」との問題意識に触発され、はたして本当に最高裁が上記の意味において変わったのか、という問題について、①公務員の争議行為、②公務員の政治活動、③国旗・国歌にかかる教員の職務命令違反、という3つの分野での最高裁判例の分析を通して検証しようとした。

2 詳細は省くが、①については、一時期学説から「画期的」とさえ評価された憲法28条(労働基本権)に配慮した1960年代の

いま改めて問われる 「最高裁の思考様式」

柔軟な判決(東京中郵判決、都教組判決)が、1970年代に至るや労働基本権保障の意義を根底から否定するがごとき判決(全農林警職法判決、名古屋中郵判決)によって全面的に覆されて現在に至っていること、②については、日本社会党公認の候補者の選挙用ポスターを掲示した郵便局員を何らの限定解釈も付すことなく有罪とした猿払事件判決(1974年)がほとんどの憲法学者による強い批判を浴びたにもかかわらず、2012年になって、非管理職の公務員が行った政党機関紙配布行為については無罪とされながらも(堀越事件)、管理職の公務員が行った同様の行為については管理職の地位にあるというだけの理由で有罪とされたこと(世田谷事件)、③については、入学式での国歌斉唱のピアノ伴奏を拒否した教員への戒告処分を適法とした判決(2007年)を皮切りに、絶対的内心の自由である思想・良心の自由に対する配慮を著しく欠いた判決が相次いで出されていることを指摘したうえで、これらにみられる「最高裁の抜きがたい体制擁護の思考様式」が、①人権意識の欠如、②立法権・行政権に対する過剰な配慮、③支配的政治体制の擁護、④最高裁判官の任命を通じた政治権力による裁判所統制、という発足以来の最高裁のあり方を規定してきた4つの要因によって形成されてきたものであることを指摘した。

3 こうしたなかで、最高裁は、昨年になって、トランスジェンダーの戸籍上の性別変更生殖不能

手術を要求する性同一性障害特例法の規定を憲法13条に違反するとする判決を下したのに続いて、今年に入って、旧優生保護法の強制不妊手術に関する規定を「立法時点で違憲」としたうえで、除斥期間の適用を排除して国に賠償を命じる判決を下した。法令違憲にさきわめて慎重といわれてきた最高裁が昨年から今年にかけて相次いで下したこの2つの法令違憲判決は、学界はもとよりのこと、世論からも好感をもって受け止められている。

4 他方で、昨年の司法制度研究会でもとりあげられたように、大阪空港訴訟最高裁判決をめぐる裁判介入や最高裁判事と巨大ローファームとの癒着が、最高裁の存在意義に関わる重大な問題としてクローズアップされており(本誌586号参照)、後者の問題に関わっては、最近、福島原発事故について国の賠償責任を否定した2人の最高裁判事の罷免を求める訴追請求が提起されるという異例の事態にまでなっている。

5 こうした最近の一連の事態を前にして、いま改めて最高裁のあり方が根底から問われているのではないかと。一法律家ではなしえないこの課題こそ、「日本国憲法を守り、平和、人権、民主主義、そして司法の民主化を求める運動の先頭に立って活動」(日民協HP)してきた日民協こそ、これまでも増して総力をあげて取り組むにふさわしい課題ではないかと思われる。

(はれやま かずほ)